



RIETI Discussion Paper Series 08-J-007

## 文化的財の国際貿易：課題と展望

田中 鮎夢  
京都大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

# 「文化的財の国際貿易：課題と展望」<sup>†</sup>

## International Trade in Cultural Goods: Survey and Prospect

田中 鮎夢<sup>‡</sup>

### 要 旨

文化的財の自由な貿易を実現すべきか否かに関しては、ウルグアイ・ラウンドでの音響・映像サービスの交渉や2005年の文化多様性条約の採択を巡る国際間での交渉で様々な議論がなされている。本稿は、その経緯も踏まえつつ、経済学的視点から、文化的財を複製可能な文化的財と文化遺産(ユニークで複製不可能な文化的財)とに分けつつ、それらに関して自由貿易が文化の多様性や経済厚生に与える影響を考察するとともに、実証面での研究を紹介する。最後に、文化的財の国際貿易の研究において残されている課題を提示する。

---

<sup>†</sup>本稿は、経済産業研究所(RIETI)ワークショップ『国際企業・貿易構造の変化と市場制度』2008年3月15日(土)、16日(日)において報告した論文を修正したものである。若杉隆平教授(京都大学経済研究所)、ワークショップ参加者各位から貴重なコメントと示唆を頂いた。

<sup>‡</sup>京都大学大学院経済学研究科経済システム分析専攻博士後期課程(E-mail: ayumu21<at>gmail.com)

## 1. はじめに：「芸術」の経済学と貿易を巡る問題

本稿の目的は、「文化的財」の国際貿易に関する先行研究を整理・展望し、課題を明らかにしていくことである。いわゆる「芸術」に関する経済分析(the economics of arts)は、Baumol and Bowen(1966)の古典的作品の公刊以来発展してきた<sup>1</sup>。この分野の概要は、Throsby(1994)や Blaug(2001)に代表される展望論文、Towse(1997)、Towse(2003)、Ginsburgh and Throsby(2006)によるハンドブック、Heilbrun and Gray(2001)、Throsby and Withers(1979)、Throsby(2001)、Frey(2003)、Benhamou(2004)、Grefe(2002)、O'Hagan(1998)によるテキスト、Blaug(1976)、Peacock and Rizzo(1994)、Ginsburgh and Menger(1996)、Ginsburgh(2004)による研究などにより知ることが出来る。この分野では、一般的なジャーナルの他に、*Journal of Cultural Economics* を中心に、*International Journal of Cultural Policy*、*Journal of Arts Management, Law, and Society* などの国際誌に数多くの論文が公表されている。

芸術の経済学は、*JEL* に掲載された Throsby(1994)を契機に確立した分野として認知されるようになったことから分かるように、比較的新しい研究領域である。特に、芸術の貿易の側面に関する研究は、これまで、Schulze(2003)、Acheson and Maule(2006)で展望されており、Trine and Schulze(2006)にも関連する研究内容が含まれているが、必ずしも十分なものではない。特に、芸術、より広くは文化的財を自由貿易の例外とするか否かを巡っては数多くの政策議論が行われている。このため文化的財の貿易理論面・実証研究面からの考察の必要性は増すであろう。本稿では、文化的財の特性と国際貿易の問題を対象として、先行研究をレビューし、今後の研究課題を明らかにしていくことにしたい。

## 2. 文化的財の特殊性と貿易理論

文化的財と普通の財との間に違いが全くないのであれば、文化的財にも通常の貿易理論をそのまま適用すればよい。また、文化的財を自由貿易の例外とする主張も成立するのは困難である。Seaman(1992)は、文化的財は特殊な分析手法が求められるほど普通の財と異なるものではないという立場をとったときに、文化的財の貿易を標準的な貿易理論で豊かに説明できることを示した。そして、伝統的な貿易理論に加えて、新しい産業組織論に基づく貿易理論を文化的財に応用し、戦略的貿易政策として文化保護主義政策を捉えようと試みている。

Seaman(1992)の研究を引き継ぎつつ、Schulze(1999, 2003)は、文化的財が普通の財とは

---

<sup>1</sup> なお、芸術の経済学の対象が高級芸術から文化産業に拡大したことに伴って、*cultural economics* という名称の使用が広がっている。また、芸術よりも広い概念である「文化的財」(*cultural goods*)という言葉の使用も行われている。文化的財とは、広い意味での芸術であり、共通して芸術的・創造的内容を含む財である。Throsby (2001, chap. 7.)は、文化的財を、(1)創造性を含み、(2)知的財産権を持ち、(3)象徴的な意味を伝えるものと定義している。本稿も必要に応じて、こうした用語法を採用することにする。

異なる性質もやはり備えているとした。そして、文化的財の貿易の特徴を分析するために、Stigler and Becker(1977)によって初めて定式化された消費の中毒性(addiction)のモデルに主に依拠した。文化的財への需要は、文化的財の消費における正の中毒(positive addiction)によって特徴付けられる。つまり、文化的財は、経験財(experience goods)としての性質も備えていることが多い。消費によって嗜好形成(taste formation)が行われ、文化的財への需要は高まる可能性がある。Stigler and Becker(1977)は、音楽の消費を例として取り上げ、Marshall(1923, p. 94)とは対照的に、嗜好が一定であるという仮定の下で、音楽消費の中毒性を「消費資本」(consumption capital)によって説明するモデルを構築した。つまり、文化的財(音楽)の消費の増大を、消費資本の蓄積という形で説明した。

Schulze(1999, 2003)によれば、国際的な文脈においては、正の中毒は2つの含意を持つ。第1に、人々は、慣れない芸術に対しての個人資本と社会資本を十分に蓄積するまでは、海外からの文化的財を低く評価する。この「文化的割引」(cultural discount)は、国際貿易の範囲を制限する。文化が近いほど、消費資本の違いは小さいので、相互の貿易は大きいものとなる。この文化的割引は非対称的である。いかに社会的、個人的な文化消費資本が形成されるかを説明する明瞭な理論はないが、これが働いているのは明らかである。第2の効果として、過去の貿易に現在の貿易が影響を受ける「履歴効果」(hysteresis effects)が見られる。以上の文化的割引と履歴現象から、芸術の貿易は、文化的近接性に関する正の関数であり、現在の貿易は過去の貿易の正の関数であるといえる。

さらに、Schulze(1999, 2003)は、ユニークな複製不可能な視覚芸術と、複製可能な文化的財とに分けて、考察している。Schulze(1999)に従えば、文化的財(芸術)は次の3つに分類できる。

1. 生の実演芸術(Live performing arts)
2. ユニークな複製不可能な視覚芸術(Unique, non-reproducible art; unique cultural goods)
3. 複製可能芸術(Reproducible art; reproducible cultural goods)

(1)生の実演芸術としては、コンサート、演劇、オペラ、バレエなど(concerts, plays, operas, ballet performance, etc.)がある。(2)ユニークな複製不可能な視覚芸術としては、絵画、彫刻など(paintings, sculptures, etc.)がある。(3)複製可能芸術としては、文学、録音された音楽、映画など(literature, music recordings, movies, etc.)がある。

財の特性によって貿易パターンも異なると考えられる。Schulze(1999, 2003)は、(2)ユニークな複製不可能な視覚芸術と、(3)複製可能芸術に関して、文化貿易の理論を提示している。(1)生の実演芸術は、サービス貿易になり、データも利用が困難であるので、除外されている。

まず、ユニークな美術品の貿易は需要規定的であり、その需要は、芸術作品が奢侈財なので所得水準の関数である。需要は、文化的近接性にも依存する。重力モデル(gravity model)による実証結果から、距離や共通の言語など文化的近接性を表す変数が、貿易全体

においてよりも、ユニークな芸術品の貿易においてずっと強い影響を及ぼしていることが示された。

次に、複製可能な文化的財の貿易に関しては、複製可能性(再生産性)による強い規模の経済が重要である。規模の経済から、どうして特定の文化的財の(再)生産が一地域に集中するのかが説明される。同時に、多くの文化的財の生産は、企業レベルでの強い範囲の経済によって特徴付けられる。それは、固定費用が、特定の生産物(例えば、特定の映画)の生産過程に結びついているわけではないからである。加えて、産業レベルでも規模の経済があるだろう。

例えば、映画産業では、生産は明らかに規模の経済に特徴付けられている。生産とマーケティングには範囲の経済が働いている。また、スタジオは、高いリスクをプールする役割を果たしている。映画の製作には高度な専門技術が必要である。労働の柔軟で短期的な利用可能性が重要であるので、産業レベルでの規模の経済も生まれてくる。西欧世界におけるアメリカ映画の支配は、供給における規模の経済と文化的財の需要の特質によってもたらされたものであると考えられる。なお、こうした映画産業の特性については、Caves(2000, 2003)が契約理論によって分析しており、詳しい。

### 3. 複製可能な文化的財の貿易に関する国際的枠組みと政府介入

文化的財の貿易の中で議論が激しいのは、複製可能な文化的財の貿易に関してである。そこで、本稿は、第 1 に、複製可能な文化的財の貿易を扱う。第 2 に、文化財(cultural property)、文化遺産(cultural heritage)と呼ばれうるような、ユニークな文化的財の貿易を扱う。まず、国際政治の舞台上で、複製可能な文化的財の貿易に関して行われた議論の経緯を見る。次に、各国・各地域の実際の政策介入を検討する。そして、その後、現実の保護主義政策を根拠付ける経済学的根拠があるのか否かを検証する。

#### 3.1. ウルグアイ・ラウンドから文化多様性条約へ

文化的財を自由貿易の例外とするか否かを巡っては、ウルグアイ・ラウンド(Uruguay Round, 1986-1995)、ユネスコ(UNESCO)<sup>2</sup>において多国間で活発に議論されてきた。本節はその経緯を振り返る。

#### ウルグアイ・ラウンド

WTO の設立を決定したウルグアイ・ラウンドにおいて、音響・映像サービス(audio-visual services)の扱いは 1 つの焦点であった。ウルグアイ・ラウンドでは、意見の対立のため最終的な解決に至らなかった。フランスとカナダは、いかなる先進国も「サービスの貿易に関する一般協定」(GATS, 1995)の下での文化的財に関する取り決めを行っていないと主張

<sup>2</sup>国際連合教育科学文化機関(United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)。

した。一方で、米国は、WTO 協定<sup>3</sup>に文化特例(cultural exception, l'exception culturelle)の条項を入れることを防いだと主張した。

ドーハ・ラウンド(Doha Round, 2001-)では、カナダが、新しい文化多様性に関する多国間条約ができるまで音響・映像サービスの貿易自由化に関する提案には応じないという声明を出した。そして、GATT=WTO からユネスコに、文化的財の国際貿易に関する交渉の舞台が移された。

### 文化多様性に関する世界宣言

2001年11月、第31回ユネスコ総会では「文化多様性に関する世界宣言」(Unesco Universal Declaration on Cultural Diversity)が採択された。2003年10月の第32回ユネスコ総会では、文化多様性に関する国際規範の策定手続きを開始することが決議された。そして、2005年秋の第33回ユネスコ総会に向けて、具体的な検討が始まった。こうした中、米国は、1984年に脱会していたユネスコに2003年に入会し直して、ユネスコの「文化多様性条約起案専門委員会」等での条約策定の議論に加わった。日本では、2004年6月に文化庁が文化審議会文化政策部会の中に「文化多様性に関する作業部会」を設けた。そして、2004年9月には、「文化審議会文化政策部会 文化多様性に関する作業部会 報告—文化多様性に関する基本的な考え方について—」を公表した。

### 文化多様性条約

2005年10月20日、第33回ユネスコ総会において「文化多様性条約」(Convention on Cultural Diversity, Diversity Convention)<sup>4</sup>が圧倒的多数の賛成によって採択された。賛成は日本を含む148カ国、反対は米国とイスラエルの2カ国、棄権が豪、ホンジュラス、リベリア、ニカラグアの4カ国であった。30カ国の批准を得て3カ月後に発効することになっており、現在未発効である。この採択に先立って、Acheson and Christopher(2004)は、文化多様性条約の実行力に疑問を呈している。

この条約は、第6条(国内レベルにおける加盟国の権利)において、文化多様性を保護し促進するため、規制措置や国内の文化的活動、文化的財・サービスの創造、生産、普及等の提供及びアクセスに関する措置、公的財政支援措置や非営利団体や芸術家等に対する奨励措置等をとることができる、としている。条約に賛成したほとんどの国がWTO加盟国でもあるため、文化多様性条約とWTO協定との関連が問題となる。それに関して、Hahn(2006)は、文化多様性条約は、文化多様性を国際的に認知されたものとするうえで重要な一歩ではあったが、WTO加盟国の権利・義務に影響を及ぼすものではないと主張している<sup>5</sup>。

<sup>3</sup> World Trade Organization (WTO) Agreement

<sup>4</sup>正式名称は、「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」(the Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions)

<sup>5</sup>文化多様性条約は、第20条で、(1)加盟国は、他の条約を解釈もしくは適用する場合や他の国際的責務を負う場合には、本条約の関連条項を考慮する義務を負うものとする、(2)本条約のいかなる条項も、加盟国が他の条約に基づく権利義務を修正するものと解釈されてはならない、といった規定がおかれている。

### 3.2. カナダ: NAFTA とコンテンツ・ルール

多国間での文化多様性条約策定に加えて、これまで各国・各地域で独自の政策介入が複製可能な文化的財の貿易に関してなされてきている。Caplan and Cowen(2004)は、保護主義政策を採用している国として、フランス、カナダ、ブラジル、韓国、中国を挙げている。本稿は、カナダ、韓国に加えて欧州連合(EU)、日本を事例として取り上げる。

文化多様性条約策定に重要な役割を果たしたカナダは、従来から文化的財の貿易には保護主義的政策を展開してきている。代表的なものとして、カナダは、コンテンツ・ルール(content rules)と呼ばれるテレビ番組の規制を行っている。これはテレビ番組の一定割合をカナダで制作されたものにしなければならないという規制である。Acheson and Christopher(2004)は、このカナダのコンテンツ政策(content policy)は、技術進歩などによって実行可能性を掘り崩され有効ではないと論じている。

カナダの文化政策は自由貿易協定との間で摩擦を生んでいる。カナダは、米国・メキシコと北米自由貿易協定(NAFTA: North American Free Trade Agreement)を結んでいる。協定には米国との間での文化貿易(cultural trade)に関する条項がある。その内容は、Acheson and Maule(2006)によれば、(1)特定の文化産業の除外、(2)報復に関する条項、(3)特例の一覧、の3つから成る。(1)除外条項はカナダの主張を、(2)報復条項は米国の主張を反映したものである。また、カナダはメキシコとは文化貿易に関する取り決めを結んでいない。なお、米国とメキシコの間では、文化貿易は他の財の貿易と同様に行われる。

### 3.3. 欧州連合(EU): 「国境なきテレビ指令」「メディア・プラス」

欧州連合(EU)は、「国境なきテレビ指令」(Television Without Frontiers)、「メディア・プラス」(MEDIA Plus)といった政策によって、文化的財に関して保護主義的な政策も取り入れている。「国境なきテレビ指令」は、テレビ放送の50%は欧州で制作されたものでないといけないとする指令である。同時に域内では、テレビ番組の自由な流通が求められている。「メディア・プラス」プログラムは、複数の欧州諸国が共同で製作・配給する映画に助成を行っている。EUは、文化多様性条約の策定にも積極的に加わった。

### 3.4. 韓国: 文化産業育成

韓国は、文化的財の貿易に関して保護主義的であり、自国の文化産業の育成に力を注いできた。たとえば、韓国のテレビ放送局は、事実上すべて公営である。また、第二次世界大戦後、とりわけ日本からの大衆文化の輸出は禁じてきた。1998年から2004年まで4次にわたって日本の大衆文化開放政策をとるまで、日本の複製可能な文化的財の多くが韓国に輸出されてこなかった。韓国の政策には歴史的背景も絡んでいるので複雑であるが、保

---

第21条では、加盟国は、他の国際的協議の場において、本条約の原則および目的についてその振興をはかることを約束し、必要に応じて、本条約の目的および原則を念頭に置いた協議を相互に行うものとする、という規定がおかれている。

護主義的政策であったといえる。

### 3.5. 日本：コンテンツ政策

日本は、文化的財の貿易に関しては、基本的に自由貿易の立場であった。しかし、経済産業省は、商務情報政策局にメディアコンテンツ課(文化情報関連産業課)を設け、コンテンツ産業政策を実施するようになってきている。「コンテンツ」とは具体的には、映画、アニメ、ゲーム、テレビ番組、音楽、漫画、キャラクターなどである。これらを対象に、海外市場を念頭にコンテンツ産業強化や海賊版対策強化事業などを行っている。補助金を給付する形での政策ではなく、市場環境を整備する形での政策となっているのが特徴であろう。

## 4. 保護主義政策の根拠

複製可能であり、生産に規模の経済が働く文化的財について、保護主義の経済学的根拠を与えることができるか否かは論争がある。既に見てきたように、カナダや EU などは現在も文化的財の貿易に関して保護主義的立場を残している。第 1 に、保護主義政策が経済厚生を改善するものなのか否か検討しなければならない。第 2 に、保護主義政策が文化多様性の減少を防ぎうるか否か検討しなければならない。

### 4.1. 保護主義と経済厚生

まず、一方には、一般に自由貿易は厚生を増大させるので、芸術に関しても自由貿易を行うべきだとする主張がある。Caplan and Cowen(2004)のように、国民が自由貿易に反対するならば、経済学者は国民を教育すべきだとする主張もある。国際貿易のような大きな問題については、経済主体が合理的に判断することは難しくなる。Caplan and Cowen(2004)は、グローバル化こそが芸術文化を栄えさせるのだと論じる。西洋史の中で、最も文化が衰退した時代は、外部から閉ざされた暗黒の時代、中世ではないかと、論じている。そして、政治家や一般の人々が偏見や外国嫌いから文化的グローバル化(cultural globalization)に敵意をむき出しにするのを経済学者は是正しないといけないと結論付ける。

他方には、Mas-Colell(1999)や Schulze(1999, 2003)のように、新しい貿易理論に依拠して戦略的貿易政策の余地を認めようと試みたり、文化特例を唱えたりする主張がある。特に、文化的財に見られる「スーパースター現象」が、大国の文化的財の高い市場占有率を理解する上で重要である。スーパースター現象とは、少数の高い才能の生産者(財)が得る収入が、より劣った才能の生産者(財)の収入よりも、非常に高くなり、その市場を支配する現象である。Rosen(1981)によれば、「選好の不完全代替」(imperfect substitution features of preference)という需要側の特徴、「共同消費技術」(joint consumption technology)という供給側の特徴によって、スーパースター現象は生じる。文化的財はこの 2 つの特徴を備えていることが多く、芸術の分野ではスーパースター現象はしばしば生じる。

Adler(1985)のスーパースター現象のモデルは、質の相違を前提せずに、需要側から収入の差を説明しようとした。たとえば、周囲の人が好む歌手に関する消費資本(知識)は、自ずと蓄積される。消費資本が蓄積されると、その歌手の曲が聞きたくなる。こうした過程を考慮すれば、ネットワーク外部性(network externality)から、スーパースターが誕生することを説明できる。Schulze(1999)によれば、Adler(1985)のモデルを踏まえれば、ハリウッドの映画が輸出され、消費資本が世界各国で蓄積されることで、さらにハリウッドの映画の需要が世界で高まるという、履歴効果が理解できる。一方、消費資本が蓄積されない国の財に関しては、貿易は低位にとどまる。

また、文化的財の貿易制限に関するミクロ的分析は、近年、研究の進展が著しい。まず、Francois and Ypersele(2002)は、厚生分析によって、文化保護主義政策が、厚生を増大させる可能性と条件を明らかにした。文化的財が次の 3 つの条件を満たすとき、文化的財の貿易への制限によって輸入国と輸出国の両方の厚生が上昇しうることを示した。

1. 財は、規模に関して収穫逓増の技術を用いて生産される
2. 消費者の間で評価が様々である財と、同質的な評価の財とが存在する
3. 消費者の間で評価が様々である財は、国際的にはほとんど評価されない。

これら 3 つの条件に該当する文化的財として、Francois and Ypersele(2002)は、映画の他に、ラジオ番組、テレビ番組、文学、印刷メディアを挙げている。

Francois and Ypersele(2002)の研究を受けて、Venkatesh and Long(2005)は、2 国の間で規模が大きく異なるときに、小国の選好は大国の選好に乗っ取られることを示した。そして、この選好の乗っ取りを防ぐために小国が文化的財を貿易自由化から除外することを説明できると示唆した。

## 4.2. 保護主義と文化多様性

交渉の中心が WTO からユネスコに移るのに伴って、文化特例の主張は、次第に、文化多様性という概念に変わりつつある(Benhamou, 2004)。また、国連開発計画(UNDP)は、2004 年度の報告書で、「文化的自由」(cultural liberty)という概念を提起した(UNDP, 2004)。文化的自由(cultural liberty)という概念は、アマルティア・センの潜在能力概念に依拠している<sup>6</sup>。ここでは、保護主義政策が文化多様性を損なうか否かを検討する。

まず、文化多様性(cultural diversity)の概念は、曖昧で論者によって意味するところはさまざまである(表参照)。どの意味で文化多様性を用いているかを明示しなければ、保護主義政策の根拠として合意を形成することは難しい。以下で、文化多様性に関する様々な議論を見ていくが、現段階で、十分な結論に達することは難しい。

---

<sup>6</sup> UNDP(2004, p. 4)によれば、「文化的自由とは、他の選択肢を検討する適正な機会がある条件下で、人々が、自ら選択したものになる潜在能力である。」(Cultural liberty is the capability of people to live and be what they choose, with adequate opportunity to consider other options.)。報告書は、個人が、国籍(citizenship)・性別(gender)・人種(race)・言語(language)・政治(politics)・宗教(religion)といった複数のアイデンティティを持っているとする立場で書かれている。潜在能力を保証するものとしての文化多様性が、文化的自由といえる。

多様性の概念	意味
社会内の多様性(diversity within society)	選択肢の意味での多様性。 (diversity as a menu of choice)
社会間の多様性(diversity across society)	文化的独自性の意味での多様性。 (diversity as cultural distinctiveness)
選好の多様性(diverse preference)	人々間の嗜好の多様性(diversity of tastes)。
多様性への選好(preference for diversity)	財の種類が多い方がよいこと。
文化的自由(cultural liberty)	人々が自ら選択した存在になる自由。
多種(variety)	ある量を仕切ることができるカテゴリーの数。
釣り合い(balance)	カテゴリーにまたがる、その量の分布パターン。
不等(disparity)	カテゴリー自体が互いに異なる度合い。
供給された多様性(supplied diversity)	供給側の多様性。開かれた多様性(open diversity)。
消費された多様性(consumed diversity)	消費側の多様性。反射的な多様性(reflective diversity)。
多次元の概念としての文化多様性 (cultural diversity as a multi-dimentional concept)	「多種・釣り合い・不等」、「供給側・消費側」から成る多様性。

出所：Benhamou & Peltier(2007)、Cowen(2002)、Caplan & Cowen(2004)、Rushton(2003)、UNDP(2004)をもとに作成。

表 1: 多様性の概念

### 社会内の多様性(選択肢の意味での多様性)・社会間の多様性(文化的独自性の意味での多様性)

文化グローバリゼーションが、文化多様性を破壊しているという主張がある。これに対して、Cowen(2002)は、社会内の多様性と社会間の多様性を区別して、論駁している。まず、「社会内の多様性」(diversity within society)は、ある社会における選択肢の豊かさである。他の条件を一定とすれば、選択肢が豊かであるほど、人の効用は高まるだろう。この議論は、「多様性への選好」(preference for diversity)を前提としている。次に、「社会間の多様性」(diversity across society)とは、それぞれの社会が他の社会とは異なった選択肢を提供できていることを示している。日本でもアメリカでも同じ選択肢のものしかないとなれば、それは、文化多様性が失われていることを意味する。ただし、社会間の多様性は、

個人の選択を制限する集団主義的概念(collectivist concept)である。

Caplan and Cowen(2004)は、社会内の多様性と社会間の多様性ではなく、それぞれ、「選択肢の意味での多様性」(diversity as a menu of choice)、「文化的独自性の意味での多様性」(diversity as cultural distinctiveness)という言葉を用いている。そして、Caplan and Cowen(2004)は、文化の自由貿易が、その両方の意味での多様性を損なわないことを指摘している。市場原理が多様性を養うことを強調して、文化に関する保護主義を批判する。

### 多次元概念としての文化多様性

Benhamou and Peltier(2007)は、文化多様性が多次元概念であることを率直に認めて、文化多様性の指標を構築しようと試みている。Benhamou and Peltier(2007)が提起した、「多次元概念としての文化多様性」(cultural diversity as a multi-dimensional concept)は、多様性の3つの次元、(1)多種(variety)、(2)釣り合い(balance)、(3)不等(disparity)、及び、供給された多様性(supplied diversity)・消費された多様性(consumed diversity)を包含する概念である。この概念を用いて、Benhamou and Peltier(2007)は、出版市場に関して、本、ジャンル、原語に分けて、文化多様性を検証している。しかし、Benhamou and Peltier(2007)の指標は、データが利用不可能であったりするなど、実用性には乏しいのが現状である。

概念自体が未成熟である現段階で、保護主義政策が文化多様性の減少を防ぐか否かは検証することが不可能である。

## 5. 文化遺産(文化財)の輸出入制限

### 5.1. 現状

文化遺産の輸出入制限には、現実に異論がほとんどない。多くの国で、国宝や重要文化財等に指定されている文化遺産、文化財の輸出入には制限が加えられている。また多国間の条約としては、ユネスコが1970年に第16回総会で採択、1972年に発効した「文化財不法輸出禁止条約」<sup>7</sup>がある。日本では、2002年に条約が発効している。ドイツ、ニュージーランド、スウェーデン、スイスなどを除くほとんどの主要国が締約国である<sup>8</sup>。

<sup>7</sup> 「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」(Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property)

<sup>8</sup> この条約の主な内容は下記の通りである

(出所：文化庁HP、<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/yushutsu/kisei.html>)

(1) 他の締約国の博物館等から盗取された文化財(所蔵品目録に属することが証明されたものに限る)の輸入を禁止する。

(2) 原産国である締約国の要請により、(1)の文化財の回復及び返還について適当な措置をとる。ただし、善意の購入者に対して適正な補償金が支払われることを条件とする。

## 5.2. 根拠

文化遺産の輸出入規制の経済学的根拠を明らかにすることは容易ではないが、自発的な貿易によるパレート改善を禁じる根拠として、外部効果が挙げられてきた。文化遺産を含め、文化的財は公共財的性質を備えていることが多い。文化的財は、市場価値の他に排除できず・非競合的な非市場的価値をもつ。非市場的価値としては、

- オプション価値(option value)
- 存在価値(existence value)
- 威信価値(prestige value)
- 遺贈価値(bequest value)
- 教育価値(educational value)

が挙げられる(Frey, 1997; Frey, 2003, p. 2)。この公共財的性質を持つために、文化的財の貿易に政府が介入を行う根拠が生まれる。たとえば、国宝が他国に輸出されることで、自分が国宝を見る機会は減るので、オプション価値は低下する。その国宝が自国にないことで、威信価値や遺贈価値、教育価値も低下すると考えうる。このように、非市場的価値の減少によって、貿易当事者以外の国民の厚生が低下する。貿易による当事者の厚生の上昇の程度が、その他国民の厚生の低下の程度よりも小さければ、貿易の制限に根拠が生じうる。より精緻な輸出入規制に関する研究としては、Giardina and Rizzo(1994)がある。

Frey and Pommerehne(1987)は、経済学の合理的選択理論の限界を認め、経済心理学の成果を取り入れて、文化的財・文化財の輸出入規制政策に根拠を与えようとする。Frey and Pommerehne(1987)は、所有効果と商業化効果が、文化的財の輸出入規制政策に根拠を与えようと主張している。

まず、「所有効果」(endowment effect)とは、支払い意思額(WTP)と受入補償額(WTA)が乖離する現象である。他国の美術品が自国に流入することには反対しない人でも、自国の美術品が海外に流出することに対しては、強く反対することがある。これは、現にいま自国にある美術品が失われることに対しては、受入補償額が大きくなるためである。広く国民にこの所得効果が見出されるならば、芸術、特に美術品など資本財に関しては、輸出規制が厚生を改善する可能性がある。通常、売り手と買い手の自発的交換は、両者の同意に基づく以上、パレート改善をもたらすはずである。しかし、美術品の自発的交換を、輸出規制で禁じるのは、その交換により国民が失望することで、交換による厚生改善を上回る負の外部便益が生じるからである。

次に、「商業化効果」(commercialization effect)とは、市場における芸術の売買そのものによって、厚生が減少する現象である。通常の財と異なって、芸術は市場で売買されることは望ましくないと考えられがちである。このため、芸術に関する国際貿易が行われるこ

---

(3) 自国の文化財の輸出には許可を受けることを義務付け、輸出許可書の無いものの輸出を禁止する。

と自体を不快に思う可能性がある。この場合、芸術の国際貿易に関する輸出入規制が厚生改善をもたらす可能性がある<sup>9</sup>。

## 6. 実証研究

文化的財の国際貿易の実証研究として、現時点で最もよく引用されるのは、Schulze(1999)であるといえる(表参照)。Schulze(1999)以前に、Marvasti(1994)や Ho and Huddle(1976)の実証研究がある。しかし、Marvasti(1994)の研究について、Schulze(1999)は、景気変動を調整していないことなどいくつかの点を批判している。Schulze(1999)は、書籍貿易について単純な横断面の回帰分析を行っているほか、美術品の貿易に関しては、重力モデル<sup>10</sup>を用いて以下のような分析を行っている。

Schulze(1999)は、標準国際貿易分類(standard international trade classification, SITC)の中で、次の3つのコードに該当する財の貿易データを用いて、分析を行っている。

- 美術作品、収集品と骨董品(SITC 8960, Works of Art, Collectors Pieces and Antiques)<sup>11</sup>
- 録音物(SITC 8983, Gramophone Records and Similar Sound Recordings)
- 書籍、パンフレット、地図など印刷物(SITC 8921, Books, Pamphlets, Maps and Globes, Printed Matter)

SITC 8960 は、ユニークな複製不可能な視覚芸術に対応する。SITC 8983 と SITC 8921 は、複製可能芸術に該当するといえる。ただし、SITC 8921 は、小説や詩だけではなく、すべての種類の本を含む。なお、生の実演芸術に対応する貿易データは利用可能ではない。

Schulze(1999)が実際に用いている重力モデルの式は次のようなものである。

$$TRADE_{ij} = A \frac{GDP_i \times GDP_j}{DISTANCE_{ij}} D_{ij}^L D_{ij}^C$$

$TRADE_{ij}$  は  $i$  国と  $j$  国間の美術品の貿易量、 $GDP_i$  と  $GDP_j$  はそれぞれの国の国内総生産、

$DISTANCE_{ij}$  は、 $i$  国と  $j$  国間の距離である。 $D_{ij}^L$  と  $D_{ij}^C$  はそれぞれ言語( $L$ )とそれ以外の特異な要因( $C$ )のダミー変数である。なお、重力モデルとは、万有引力の法則を2国間の国際貿易にも適用したものである。引力に相当するのが貿易量、天体の質量に相当するの

<sup>9</sup>文化的財の輸出入に対して、関税ではなく規制で対応する理由については、更なる検討が必要である。なお、O'Hagan(1998)は、以上の Frey and Pommerehne(1987)の主張に懐疑的である。

<sup>10</sup>重力モデルの概要は Feenstra(2004, chap. 5)が詳しい。最近では、独占的競争モデルによってミクロ的基礎が与えられることが多い。

<sup>11</sup>絵画(paintings)、デッサン(drawings)、パステル(pastels)、彫刻(original sculptures)、原版(original prints)、科学的あるいはその他の収集品(scientific and other collections)、切手(stamps for philately)、骨董品(antiques over 100 years old)が含まれる。

が経済活動の活発さを表す国内総生産である。実証の結果、美術品の貿易量は、国内総生産と言語とは正、距離とは負の関係にあることが示された。

Marvasti (1994)	
手法	クロスセクション分析
従属変数	書籍純輸出(他に新聞、レコード・ディスク、映画も)
説明変数	GNP、ダミー変数(輸入数量割当、輸出補助金、言語)
修正済み決定係数	0.35
データ	43ヶ国
Schulze(1999)	
手法	クロスセクション分析
従属変数	書籍貿易量(他にレコードも)
説明変数	GDP、一人当たり GDP、開放度(輸出入の合計/GDP)
修正済み決定係数	0.62
データ	153ヶ国
Schulze(1999)	
手法	クロスセクション分析(重力モデル)
従属変数	美術品輸入量
説明変数	GDP、距離、ダミー変数(国境共有、言語)
修正済み決定係数	0.43
データ	49ヶ国

表 2: 芸術の国際貿易に関する既存実証研究

## 7. 今後の課題

### 7.1. 知的財産権と文化貿易

複製可能な文化的財の貿易に知的財産権が果たす役割は大きいと考えられる。映画や音楽 CD、書籍などの複製可能な文化的財は、生産の限界費用がゼロに近いほど小さい。そのため、知的財産権で保護しなければ、生産も行われない。知的財産権で保護していなければ、貿易も生じえない。「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS 協定)<sup>12</sup>によって、文化的財の貿易に関しても知的財産権の保護が加盟国に求められている。しかし、執行(enforcement)の水準は様々である。中国などをはじめ発展途上国では、知的財産権の侵害がしばしば指摘されている。

知的財産権保護が文化的財の国際貿易に与える影響については、研究はまだほとんどない。Deardorff(1995)は、一定の仮定の下で、知的財産権を地理的に拡大することが厚生

<sup>12</sup> Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

低下をもたらすことがあるとする Deardorff(1992)の結果を踏まえて、文化的財の貿易に果たす知的財産権保護の役割を論じている。文化的財には、稀少価値、公共財的性質の 2 つの特質がある。そのため、知的財産権保護が他の財にも増して求められると Deardorff(1995)は主張している。

また、McCalman(2004)は、知的財産権保護が強いほど、企業は統治構造をエクイティベースの組織(直接投資)からより市場ベースの関係(ライセンス)へ変化させるという仮説を、文化的財を事例にして検証している。40 ヶ国の映画・ビデオ市場に関するハリウッドのスタジオの行動を分析して、中程度の知的財産権保護水準であれば、ライセンスが選択され、保護水準が高いか低いときには、直接投資が選択されることを示した。

## 7.2. データの問題：サービス貿易、権利使用料

文化的財の国際貿易に際しては、データの利用可能性が乏しいことが研究上の大きな障害となっている。例えば、映画や文学、音楽のような複製可能な文化的財に関しては、権利使用料の国際的な流れ(international flows of royalties)が重要である。しかし、権利使用料に関して利用できるデータは乏しい。

芸術サービスの貿易(trade in art services)も同様である。芸術の世界では、財の貿易に加えて、サービスの貿易も重要である。生の実演芸術やユニークな美術品の場合、海外公演や特別展がしばしば行われている。また、生の実演芸術に見られるコスト病<sup>13</sup>を克服するために、国際的なフェスティバルが各地で開催されている。

データの利用可能性が乏しいサービスや権利使用料に関しては、利用可能なデータを接続する作業を進ることにより、文化貿易の全体像の把握につながる可能性はある<sup>14</sup>。

## 7.3. 美術品の国際取引

ユニークな美術品の場合、中古品市場における消費者間の取引が中心となる。国際貿易の理論は、生産者と消費者との取引を扱うことを主にしているので、消費者間の取引には適用しがたい。本稿では詳しく取り上げないが、国際的なアート・オークションに関しては、Baumol(1986)を嚆矢として経済理論を応用した実証研究が活発になされてきている。最近の展開に関しては、Ashenfelter and Graddy(2003)が詳しい。

## 8. 終わりに

本稿は、文化的財の国際貿易の研究状況を展望し、課題を提示してきた。文化的財は普通の財とは異なり、自由貿易から除外されるべきであるという主張がなされることがある。この文化特例の主張の是非を巡って、経済学的研究も進展してきた。国際政治の舞台では、

<sup>13</sup> コスト病については、Baumol(1965, 1967)、Baumol and Bowen(1966)。

<sup>14</sup> 日本の文化貿易に関しては、周防(2004)の中で勝浦正樹教授が利用可能なデータから全体像の把握を試みている。

2005年ユネスコ総会で文化多様性条約が採択された。自由貿易を推進するWTO体制の中で、独自の保護主義的文化政策を遂行する余地を見出すためのカナダやフランスの努力の結果である。しかし、「文化多様性」の明確な定義や指標は欠如したままである。

複製可能であり規模の経済が働く文化的財(映画やテレビ番組、録音された音楽、文学など)については議論が激しいが、ユニークな複製不可能な文化的財(美術品など)については事実上輸出入制限に異論はほとんどない。しかし、文化遺産の輸出入制限の経済学的根拠はまだ十分とはいえない。

政策的議論とは別に、文化的財の貿易の実証研究もわずかながら行われるようになってきた。Schulze(1999)が「美術作品、収集品と骨董品」(SITC 8960)や「録音物」(SITC 8983)、「書籍、パンフレット、地図など印刷物」(SITC 8921)に関して、実証研究を行っている。

データの利用可能性の問題もあるが、今後、国際貿易の理論の発展を踏まえる形で、文化的財の国際貿易の研究が展開されていくことが期待される。既に、Deardorff(1995)やMcCalman(2004)による研究があるが、知的財産権が文化的財の貿易に及ぼす影響について、さらに活発な研究を進めていく必要があるだろう。

## 参考文献

- [1] Acheson, Keith and Christopher Maule. "Canadian content rules for television: Misleading lessons for Europe," *Journal of Cultural Economics*, Vol. 16, No. 1, 1992, pp. 13-23.
- [2] Acheson, Keith and Christopher Maule. "Convention on Cultural Diversity," *Journal of Cultural Economics*, Vol. 28, No. 4, 2004, pp. 243-256.
- [3] Acheson, Keith and Christopher Maule. "Culture in International Trade," Victor A. Ginsburgh and David Throsby ed., *Handbook of the Economics of Art and Culture*, Vol. 1, (Handbooks in Economics Series), North-Holland, 2006, pp. 1141-1182.
- [4] Adler, Moshe. "Stardom and Talent," *American Economic Review*, 1985, Vol. 75, No. 1., pp. 208-212.
- [5] Ashenfelter, Orley and Kathryn Graddy. "Auction and the Price of Art", *Journal of Economic Literature*, Vol. XLI, 2003, pp. 763-786.
- [6] Bala, Venkatesh and Ngo Van Long. "International Trade and Cultural Diversity with Preference Selection," *European Journal of Political Economy*, Vol. 21, No. 1, 2005, pp. 143-162.
- [7] Baumol, William J. "On the Performing Arts: The Anatomy of Their Economic Problems," *American Economic Review*, Vol. 55, No. 1-2, 1965, pp. 495-502.
- [8] Baumol, William J. and William G. Bowen. *Performing Arts: The Economic Dilemma*, Twentieth Century Fund, 1966. ウィリアム・ボウモル、ウィリアム・ボウエン著、渡辺守章・池上惇監訳『舞台芸術：芸術と経済のジレンマ』芸団協出版部、1994年。
- [9] Baumol, William J. "Macroeconomics of Unbalanced Growth: The Anatomy of Urban Crisis," *American Economic Review*, Vol. 57, No. 3, 1967, pp. 415-426.
- [10] Baumol, William J. "Unnatural Value: Or Art Investment as Floating Crap Game," *American Economic Review*, Vol. 76, No. 2, 1986, pp. 10-14.
- [11] Benhamou, Françoise. *L'économie de la Culture*, 5th ed., La Decouverte, 2004.
- [12] Benhamou, Françoise. "Comment," *Journal of Cultural Economics*, Vol. 28, No. 4, 2004, pp. 263-266.
- [13] Benhamou, Françoise and Stephanie Peltier. "How should Cultural Diversity be measured? An Application Using the French Publishing Industry," *Journal of Cultural Economics*, Vol. 31, No. 2, pp. 85-107, 2007.
- [14] Blaug, Mark ed. *Economics of the Arts*, Martin Robertson, 1976.

- [15] Blaug, Mark. "Where Are We Now on Cultural Economics?," *Journal of Economic Surveys*, Vol. 15, No. 2, 2001, pp. 123-143.
- [16] Caplan, Bryan and Tyler Cowen. "Do We Underestimate the Benefits of Cultural Competition?," *American Economic Review*, Vol. 94, No. 2, 2004, pp. 402-407.
- [17] Caves, Richard E. *Creative Industries: Contracts between Art and Commerce*, Harvard University Press, 2000.
- [18] Caves, Richard E. "Contract between Art and Commerce," *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 17, No. 2, 2003, pp. 75-83.
- [19] Cowen, Tyler. *Creative Destruction: How Globalization is Changing the World's Cultures*, Princeton University Press, 2002.
- [20] Deardorff, Alan V. "Welfare Effects of Global Patent Protection," *Economica*, Vol. 59, No. 233, pp. 35-51, 1992.
- [21] Deardorff, Alan V. "The Appropriate Extent of Intellectual Property Rights in Art," *Journal of Cultural Economics*, Vol. 19, No. 2, pp. 119-130, 1995.
- [22] Feenstra, Robert C. *Advanced International Trade: Theory and Evidence*, Princeton University Press, 2004.
- [23] Francois, Patrick and Tanguy van Ypersele. "On the Protection of Cultural Goods," *Journal of International Economics*, Vol. 56, No 2, 2002, pp. 359-369.
- [24] Frey, Bruno S. and Werner W. Pommerehne. "International Trade in Art: Attitudes and Behaviour," *Rivista Internazionale di Scienze Economiche e Commerciali*, Vol. 34, No. 6, 1987, pp. 465-486. Reprinted in Ruth Towse ed., *Cultural Economics: The Arts, the Heritage and the Media Industries* (*International Library of Critical Writings in Economics*), Vol. I, Edward Elgar, 1997, pp. 554-574.
- [25] Frey, Bruno S. *Arts and Economics: Analysis and Cultural Policy*, 2nd ed., Springer, 2003.
- [26] Giardina, Emilio and Ilde Rizzo. "Regulation in the Cultural Sector," in Alan Peacock and Ilde Rizzo ed., *Cultural Economics and Cultural Policies*, Kluwer Academic Publishers, 1994, chap. 10, pp. 125-142.
- [27] Ginsburgh, Victor A. ed., *Economics of Art and Culture: Invited Papers at the 12th International Conference of the Association of Cultural Economics International*, (Contributions to Economic Analysis), Elsevier Science Ltd, 2004.
- [28] Ginsburgh, Victor A. and Pierre-Michel Menger ed., *Economics of the Arts: Selected Essays*, (Contributions to Economic Analysis), North-Holland, 1996.

- [29] Ginsburgh, Victor A. and David Throsby ed., *Handbook of the Economics of Art and Culture*, Vol. 1, (Handbooks in Economics Series), North-Holland, 2006.
- [30] Grampp, William D. *Pricing the Priceless: Art, Artists and Economics*, Basic Books, 1989. ウィリアム・D・グランプ著、藤島泰輔訳『名画の経済学：美術市場を支配する経済原理』ダイヤモンド社、1991年。
- [31] Greffe, Xavier. *Arts and Artists from an Economic Perspective*, Economica / UNESCO Publishing, 2002.
- [32] Heilbrun, James and Charles M. Gray. *The Economics of Art and Culture*, 2nd ed., Cambridge University Press, 2001.
- [33] Hahn, Michael. "A Clash of Cultures? The UNESCO Diversity Convention and International Trade Law," *Journal of International Economic Law*, Vol. 9, No. 3, 2006, pp. 515-552.
- [34] Ho, Yhi-Min and Donald L. Huddle. "Traditional and Small-Scale Culture Goods in International Trade and Employment," *Journal of Development Studies*, Vol. 12, No. 2, 1976, pp. 232-251.
- [35] Marshall, Alfred. *Principles of Economics*, 8th ed., 1923.
- [36] Marvasti, A. "International Trade in Cultural Goods: A Cross-Sectional Analysis," *Journal of Cultural Economics*, Vol. 18, No. 2, 1994, pp. 135-148.
- [37] Mas-Colell, Andreu. "Should Cultural Goods Be Treated Differently?," *Journal of Cultural Economics*, Vol. 23, No. 1-2, 1999, pp. 87-93.
- [38] McCalman, Phillip. "Foreign direct investment and intellectual property rights: evidence from Hollywood's global distribution of movies and videos," *Journal of International Economics*, Vol. 62, No. 1, 2004, pp. 107-123.
- [39] O'Hagan, John W. *The State and the Arts: An Analysis of Key Economic Policy Issues in Europe and the United States*, Edward Elgar, 1998.
- [40] Peacock, Alan T. and Ilde Rizzo ed., *Cultural Economics and Cultural Policies*, Kluwer Academic Publishers, 1994.
- [41] Rosen, Sherwin. "The Economics of Superstars," *American Economic Review*, 1981, Vol. 71, No. 5, pp. 845-58.
- [42] Rushton, Michael. "Cultural Diversity and Public Funding of the Arts: A View from Cultural Economics," *Journal of Arts Management, Law, and Society*, Vol. 33, No. 2, 2003, pp. 85-97.

- [43] Schulze, Guenther G. "International Trade in Art," *Journal of Cultural Economics*, Vol. 23, No. 1-2, 1999, pp. 109-136.
- [44] Schulze, Guenther G. "International Trade," in Ruth Towse ed., *A Handbook of Cultural Economics*, 2003, Edward Elgar, 2003, pp. 269-275.
- [45] Seaman, Bruce A. "Considerations in Adapting Industrial Organization Theory to the International Trade in Cultural Goods," in Ruth Towse and Abdul Khakee ed., *Cultural Economics*, Springer-Verlag, 1992, pp. 153-162.
- [46] Stigler, George J. and Gary S. Becker. "De Gustibus Non Est Disputandum," *The American Economic Review*, Vol. 67, No. 2, pp. 76-90, 1977.
- [47] Throsby, David. "The Production and Consumption of the Arts: A View of Cultural Economics," *Journal of Economic Literature*, Vol. XXXII, 1994, pp. 1-29.
- [48] Throsby, David. *Economics and Culture*, Cambridge University Press, 2001. デヴィッド・スロスピー著、中谷武雄・後藤和子監訳『文化経済学入門：創造性の探求から都市再生まで』日本経済新聞社、2002年。
- [49] Throsby, C. David and Glenn A. Withers. *The Economics of the Performing Arts*, St. Martin's Press, 1979.
- [50] Towse, Ruth and Abdul Khakee ed., *Cultural Economics*, Springer-Verlag, 1992.
- [51] Towse, Ruth ed., *Cultural Economics: the Arts, the Heritage, and the Media Industries*, (The International Library of Critical Writings in Economics), Edward Elgar, Vol. 1, and Vol. 2, 1997.
- [52] Towse, Ruth, ed. *A Handbook of Cultural Economics*, Edward Elgar, 2003.
- [53] Trine, Bille and Guenther G. Schulze. "Culture in Urban and Regional Development," Victor A. Ginsburgh and David Throsby ed., *Handbook of the Economics of Art and Culture*, Vol. 1, (Handbooks in Economics Series), North-Holland, 2006, pp. 1051-1099.
- [54] United Nations Development Programme (UNDP), *Human Development Report 2004: Cultural Liberty in Today's Diverse World*, Oxford University Press, 2004. 国連開発計画(UNDP)『人間開発報告書 2004:この多様な世界で文化の自由を』国際協力出版会、2004年。
- [55] 周防節雄『芸術・文化政策立案のための統計指標の開発と体系化に関する研究』[平成13-15年度科学研究費補助金研究成果報告書、研究代表者：周防節雄、課題番号：13800007]、2004年。